

2月号

# おおもり 青色便り



No.0630

一般社団法人 大森青色申告会

平成30.2.1

## 会員カードをご持参下さい。 期限内申告と早期提出にご協力を！

所得税及び復興特別所得税の申告期限と納付期限は

～3月15日(木)です。振替納税は4月20日(金)

消費税及び地方消費税の申告期限と納付期限は

～4月2日(月)です。振替納税は4月25日(水)



申告会では、待ち時間短縮と混雑緩和のため、決算申告相談に「予約制」を導入いたしました。まだご予約がお済みでない方は予約状況に若干の空きがございますので、お急ぎご予約をお取り下さい。

予約期間には個別の相談時間を多く取り、ゆつくり相談できる環境を作っておりますので、是非、予約期間をご利用になり申告して頂きたいと思っております。

また、先着順受付期間(3月9日～3月15日)においては、長時間お待たせしてしまうことが予想されますので、お時間に余裕を持ってご来所頂けますようご協力をお願い致します。

申告会では、早期提出を奨励しておりますので「予約制」を活用して早期提出にご協力下さい。

## 早期提出にご協力を！

【期限後申告のデメリット】  
65万円の青色申告特別控除が使えなくなる他、青色申告の承認取り消しになる場合や、融資に悪影響が出るケース等があります。

また、申告した内容に誤りがあった場合、申告期限内であれば、『訂正申告』をするだけで誤りを直すことができますが、申告期限を過ぎて訂正する場合には、『修正申告』又は『更正の請求』の手続きが必要になります。『修正申告』の場合は、延滞税及び無申告加算税の納付が必要となる場合がありますし、『更正の請求』の場合にも、証票書類等の提出が必要で、納め過ぎた税金が還付されるまで時間を要します。

早期提出で安心して確定申告を行いますよう。

確定申告予約指導期間をご利用下さい。  
2月1日～3月8日まで予約期間(3月9日より先着順受付開始！)

必ず2面のチェックシートをご覧になりご来所下さい。資料不足などで相談出来ない場合も有ります。

一般社団法人大森青色申告会では、税理士会の協力を得て、「正しい決算と申告」をモットーに、会員の皆様の決算確定申告相談及び申告書の提出を受付けます。

## 平成29年中に土地や建物等の譲渡・株式等の譲渡を行った会員さまへ

土地や建物等・株式等の譲渡を行った方は、他の所得(事業所得や不動産所得など)とは別に税金を計算します(申告分離課税)。

おおもり青色便りでも度々ご案内いたしました通り、上記譲渡所得がある方は事前相談が必要です。

### ◆事前相談を受けた方(ご自身で申告書添付書類を作成した方を含む)

「譲渡所得の内訳書」又は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成済みの為、他の所得と合わせ青色申告会で提出することができます。

※ご自身作成の申告書添付書類のチェックは、致しかねますのでご了承ください。

※損失の繰り越しのみの場合も同様です。

### ◆事前相談を受けていない方

「譲渡所得の内訳書」又は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成済みでない為、譲渡所得に係る書類を作成できません。よって、譲渡所得以外の計算は出来ませんが、最終的には所轄税務署での指導を受けていただきます。

## 会費未納の方へ納付のお願い

青色申告会は会員の皆様の会費で運営されております。当会報2面に確定申告期スケジュールを掲載しておりますが、確定申告期のご予約をとっていただく場合、平成29年度会費の未納がありますと、ご予約ご相談の受け付けをすることができません。先着順相談期間の場合も同様です。会費未納の方は、ご相談日当日に納付して頂くか、事前に納付して下さいようご協力をお願い致します。



また、12ヶ月以上会費が未納になりますと自動的に退会となってしまいます。未納で退会となった方が再入会されるケースが毎年見受けられますが、昨年度からは未納年度分の会費と合わせて翌年度分の会費も頂戴することとなりましたので、ご理解ご協力の程、宜しくお願い致します。

## 協力要請状の伝達式が行われました

### ●● 事務局よりお知らせ ●●

3月16日(金)は創立記念日のため、3月19日(月)・20日(火)・22日(木)は税務研修のためお休みとなります。

去る1月10日大森税務署に於いて、青色コーナー設置に関する「協力要請状」が大森税務署長より公布された。これは青色申告の一層の普及及び記帳水準の向上を図る事を目的とし、池上会館(大森税務署外会場)で青色コーナーを設置するにあたり(一社)大森青色申告会に運営協力を依頼するものである。協力要請状の交付を受けるにあたり九頭見会長が「保秘等に関する確認書」を柴原署長に手渡した。



## 一般社団法人 大森青色申告会

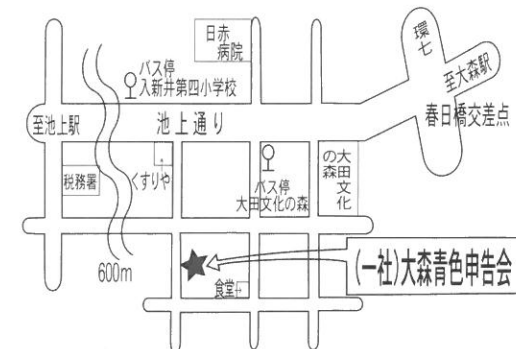
責任者 会長 九頭見義雄  
大田区中央3丁目10-18

TEL : 03 (3771) 8859

FAX : 03 (3773) 6388

URL : <http://www.oomori-aioro.org>

Eメール : [aioro-o@nifty.com](mailto:aioro-o@nifty.com)



無料法律相談・保険相談は繁忙期を迎え、1月から4月までの期間、開催を休止させていただきます。平成30年5月より再開予定です。是非ご利用ください。

確定申告期 スケジュール

平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

**本人確認書類**

- ◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は
  - マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
  - ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。
- ◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は
 

番号確認書類	身元確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通知カード</li> <li>● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）などのうちいずれか1つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転免許証</li> <li>● 公的医療保険の被保険者証</li> <li>● パスポート</li> <li>● 身体障害者手帳</li> <li>● 在留カード</li> </ul> などのうちいずれか1つ*

\* 法定調書の作成などを行う事業者に対してマイナンバーを提供する必要がある場合に、写真表示のない身元確認書類の提示又は写しの提出をするときは2種類以上必要です。

都税事務所からのお知らせ

2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です（23区内）

2月は、23区内の固定資産税・都市計画税第4期分の納期です。お手元の納付書により、お近くの金融機関・郵便局、指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁の窓口で、2月28日（水）までにお納めください。なお、現在口座振替をご利用の方の振替日も2月28日（水）となります。



納税には、安心して便利な口座振替がご利用いただけます。申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955）までお問い合わせください。

このほか、金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキング、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。ぜひご利用ください。

事務局からのお知らせ

- ◆ 2/1(木)～確定申告の相談を行っています。右ページの『確定申告期スケジュール』、『「確定申告のご相談」お出かけ前チェックリスト』をご覧の上、ご来所下さいますようお願いいたします。
- ◆ 青色申告会では、会員皆様が安定・安心した事業活動や生活を営めるよう、様々な共済やサービス等の福利厚生をご案内しております。ご興味がおありの方はお気軽にご連絡下さい。 ☎03-3771-8859



平成29年分 所得税決算申告指導	予約制受付	平成30年 2月1日(木)～3月8日(木)	完全予約制 お電話でご予約下さい。 土曜日のご予約は、2月17日、2月24日、3月3日の午前中のみとなります。 ※1月9日以降にご予約された方は、予約ハガキの発送は行いませんので、ご自身でメモ等をお取りください。
	先着順受付	平成30年 3月9日(金)～3月15日(木)	受付時間：午前9時～11時30分、午後1時～3時30分 土曜日の指導は3月10日の午前中のみです。 ◆例年混雑しますので、予約制の期間をご利用下さい。
平成29年分 消費税申告指導	先着順受付	平成30年 3月23日(金)～4月2日(月)	受付時間：午前9時～11時30分、午後1時～3時30分 土曜日は営業していません。 ◆平成27年分の課税売上高が1,000万円以上の方等は、平成29年分の課税売上高が1,000万円未満でも確定申告が必要です。

「確定申告のご相談」お出かけ前チェックリスト

※平成29年分から税務署から所得税・消費税の申告書の用紙は送付されません。

チェック欄	チェックする内容
	平成27年・28年分の決算書、申告書の控えはありますか？（2年分が必要です） （損失・株の申告・修正・更正があった場合はその控え）*但し株の申告については事前相談が必要です。
	各種帳簿、月別集計表の記入・合計は出来ていますか？
	自由業・給与所得者は支払調書・源泉徴収票はありますか？
	年金受給者は日本年金機構（旧社会保険庁）等より送られてくる源泉徴収票はありますか？
	申告会から送られてくる減価償却表はありますか？
	減価償却の対象となる資産の購入・変更のある方は明細書・領収証はありますか？
	借入金のある方は、計算明細表はありますか？（29年中に支払った借入れ利息がわかるもの）
	源泉徴収簿（専従者・従業員）の源泉税領収証書（納付書）はありますか？
	医療費の平成29年1月～12月に支払った金額の集計が出来ていますか？明細書は作成していますか？
	領収証はありますか？（保険等で補填される金額も集計して下さい）医療費のお知らせはありますか？
	国民健康保険の平成29年1月～12月に支払った金額の集計ができていますか？
	国民年金の平成29年1月～12月に支払った領収証書または、控除証明書はありますか？
	領収証書の原本または、控除証明書の添付が義務付けられましたので必ずご持参ください。
	国民年金基金の控除証明書はありますか？（加入者のみ）
	介護保険の平成29年1月～12月に支払った金額の集計ができていますか？
	生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の控除証明書はありますか？（加入者のみ）
	地震保険料、長期損害保険料の控除証明書はありますか？（加入者のみ）
	小規模企業共済の控除証明書はありますか？（加入者のみ）
	下書きはお済みですか？申告会で送付した決算書・申告書の下書き用をご利用下さい。
	朱肉印鑑（認印で可）はありますか？（シャチハタ印不可）
	その他、株式等・土地・建物の売買のあった方は事前に内訳書の作成ができていますか？
	青色申告特別控除65万円を受けられる方は、必ず帳簿をご持参ください。
	e-Taxによる電子申告をされる方は、住基カード又は、マイナンバーカードはありますか？
	ログイン番号パスワードはわかりますか？電子証明書は更新しましたか？
	譲渡所得の内訳書（申告期間中の譲渡所得の内訳書の作成は行いません）
	株式等の計算明細書（申告会での、株式等の計算明細書の作成は行いません）
	確定申告をする方及び控除対象配偶者や扶養親族の身分証明書とマイナンバー通知カード若しくはマイナンバーそのものの控え（マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード）
	税務署より発送されている平成29年分確定申告のお知らせハガキ（青色の6面刷り）